

# 証拠資料の引用について

2009年6月  
全国教室ディベート連盟  
試合運営委員会

## 1. そもそも、なぜ証拠資料を使うのか？

ルール本則第3条では、議論に関する注意事項が定められています。その最初の項目に、次のような規定があります。

### 第3条 議論における注意事項

議論の論証のために、文献等をスピーチで引用することができます。引用に当たっては、別に定める細則 B（証拠資料に関する細則）に従わなくてはなりません。なお、図や表を証拠資料として見せることはできません。

なぜ、文献をスピーチで引用するのでしょうか？

ディベートで議論される内容は、誰でも知っていることだけではありません。例えば、今年の中学論題で考えられる論点の一つに「二酸化炭素排出の抑制」というものがあります。「ガソリン車を走らせると二酸化炭素が排出される」ということは多くの人知っているでしょうが、それがどれくらいの量なのか、また、電気自動車ではどれくらい二酸化炭素を排出するのか、などの点について知っている人はほとんどいないでしょう。

このような、普通の人知らないことについて、一般の中学生、高校生でしかない選手が勝手に「これによって1億tのCO<sub>2</sub>排出削減が可能です。」と言っても、簡単に信じられるものではありません。そこで、このような分野について普通の人より深い知識を持っていると考えられる人の言葉や資料を引用することで説得力を増そう、というのが証拠資料引用の目的です。あるいは、誰もが知っているわけではない客観的なデータを紹介することで、自分たちの主張を支える根拠にする場合もあります。

例えばこの議論の場合、

2008年 NADE 大学工学部教授 甲野乙彦の文章より引用開始。

「現在の日本の電源構成では、電気自動車の充電に必要な電力を発電しても、あまりCO<sub>2</sub>を排出しない。ガソリン車の排出量と比べると、電気自動車では、およそ4分の1にも削減される。ここから考えると、日本で保有されている乗用車5,500万台が全て電気自動車に切り替わった場合、これによるCO<sub>2</sub>削減効果は、年間で約1億トンにもなる計算だ。」引用終了。

というように、関係分野の大学教授など専門家の発言を引用したり、実際に電気自動車を走らせた時に排出されたCO<sub>2</sub>の量などのデータを示したりすることでより信ぴょう性のある議論ができるでしょう。

## 2. 引用の方法

### 2-1. 出典の明示

具体的に、証拠資料を引用するときにはどのようにすればよいのでしょうか。これについて、ルール細則 B-3 項では次のように定めています。

#### 細則 B（証拠資料に関する細則） 第 3 項

証拠資料を引用する際には次の要件を満たさなければなりません。

インターネット上の情報を引用する際も同様です。

- 著者の肩書き・著者の名前・発行年を示すこと
- 証拠資料が引用されている部分を明示すること

1 で述べたような引用の目的から考えてもわかるように、資料を引用するときにはどこの誰が書いた資料なのかが明らかにされなければなりません。どんな人が書いたかわからない資料では、普通の人があだ言っている場合に比べて、より信用できるとは言えないからです。

同様に、証拠資料の引用をするときには、その資料がいつ書かれたものなのかを示す必要があります。何月何日、という詳細なところまで必要になることはほとんどありませんが、何年に書かれた資料なのかは重要になる場合があります。たとえば、電気自動車について 1970 年代に書かれた資料で「2015 年には当たり前のように普及しているであろう」と書いてあっても、あまり信ぴょう性はないでしょう。

#### 2-2. 引用開始と終了の明示

証拠資料を引用するときには、どこからどこまでが資料の著者の文章で、どこからがディベーター自身の言葉なのか、明確に区別する必要があります。その証拠資料の内容については、ディベーターや一般の人よりも専門的な立場から、あるいは客観的な調査の結果として出てきたものとして、より信ぴょう性の高いものと考えられるためです。その部分は、ディベーターのスピーチの中でも特別な部分として、他の部分と区別して考えられます。もし、どこの部分が証拠資料の内容かがはっきりとわからなければ、いくら出典がはっきりしていても、その人の発言の部分を他と区別して考えることができません。

#### 2-3. 違反するとどうなるか

では、これらを示さずに試合で用いた場合どうなるのでしょうか？これについて定めているのが、細則 B-4 項の前半部分です。

#### 細則 B（証拠資料に関する細則） 第 4 項

前項の要件が満たされていない場合には、引用された証拠資料の信憑性は低く評価され、あるいは資料として引用されなかったものと判断されます。（後略）

つまり、誰が言ったかわからなかったり、引用がどの部分なのかわからなかったりする資料については、それをきちんと示した場合に比べてあまり信用できないと評価されるということです。特にひどい場合は、資料として引用していないことにして判定が下されることもあります。

ですから、書籍や雑誌の記事だけでなく、インターネットの情報についても可能な限り、どいう立場の、誰が、いつ書いた文章なのかがわかるように引用してください。

#### 2-4. 信用できない証拠資料

また、細則 B-4 項の後半には、次のような規定があります。

#### 細則 B（証拠資料に関する細則） 第 4 項

（前略）インターネット上の情報、独自のインタビューや調査結果など出典の信用性が低い種類の資料については、その性質に応じてその信憑性が判断されます。

この規定では、証拠資料として引用するとき、出典さえ示せば何でも認められるわけではないことが述べられています。例えば、インターネットでの情報発信は、やり方さえ知っていれば基本的に誰でもできます。しかも、大した知識のない人が書いた文章であっても、間違いだらけの文章でも、多くの場合チェックする人がいません。このような資料をいくら引用されても、あまり信用できるとは判断できないでしょう。

もっとも、「本だから信用できる」「インターネットは信用できない」と単純に考えるのは正確ではありません。国や地方公共団体などの機関や大学の研究室などのサイトにその分野の専門家が書いていることは相当の信ぴょう性をもつでしょう。逆に、書籍であっても、例えばその分野にあまり詳しいとは思われないような人が自費出版で出したような資料ではあまり信じられないかもしれません。

### 3. 証拠資料の記録

証拠資料を引用する場合、どのような資料を引用したのか記録しておく必要があります。具体的に何を記録しなければならないかについては、ルール細則 B-2 に定められています。

#### 細則 B（証拠資料に関する細則） 第 2 項

試合で使用する証拠資料については、以下の情報を記録しておかなければなりません。

- 書籍については著者の肩書き（編著の場合編者と該当部分の筆者について。名前についても同じ）・著者の名前・書名・発行年・引用部分のページ数
- 雑誌記事については著者の肩書き・著者の名前・引用記事のタイトル・掲載雑誌名・掲載雑誌の巻号・発行年・引用部分のページ数
- インターネット上の情報については筆者の肩書き・筆者の名前・サイト名・情報掲載日付、あるいはそのサイトにアクセスした日付・引用サイトのアドレス

試合中に引用する可能性のある資料については、引用できるように準備をしておかなければなりません。スピーチ中に本を開いて読み上げるというのはまれで、資料自体が手元にない状態で試合をすることも多いでしょう。その場合、どのような文章を、そのような資料から引用しているのかを記録しておかなければなりません。これは、ディベーターが嘘をついているのではなく、実際にその証拠資料が存在することを確認できるようにするためです。

先ほど資料を引用するときに必要なことを説明するときは、その資料が存在することを前提にして、その内容が信用できるかを問題にしました。これに対し、今度は資料が存在することを確認するために必要なことを述べています。だから、書籍の場合は書名（本のタイトル）やページ数、雑誌記事の場合は掲載雑誌の名前、何巻・何号に乗っていたか、記事のタイトル、ページ数といったことまで必要とされます。

たとえば、「2008 年、NADE 大学政治経済学部教授、甲山乙夫の文章」という情報だけで引用された文章を探すのは難しく、ほとんど不可能でしょう。

しかし、上記の内容に加えて『『国会とは何か』という本の 173 ページ』だという情報があれば、出典を確認することが容易になります。この本を置いている図書館を探して、そのページを確認すれば済みます。雑誌の記事でも同じです。インターネットの記事についても、探し出すためにはサイトのアドレスやサイト名がわかっている必要があります。

## 4. 引用する文面

### 4-1. 文面は原典どおりに

また、引用する文章については、ルール細則 B-5 項、B-6 項に次のような規定があります。

#### 細則 B (証拠資料に関する細則) 第 5 項

証拠資料を引用する際には、原典の文面をそのまま引用しなければなりません。ただし、元の文意を損なわない範囲で中略を施すことは、そのことを引用中に明示する限りにおいて許されます。

#### 細則 B (証拠資料に関する細則) 第 6 項

文章を改変して引用したり、元の文意を変えるような不適切な省略を行ってはなりません。そのような引用がなされたと判断された場合、その資料は試合の評価から除外されます。

ここに定められているように、証拠資料を引用するときには、原典に書かれているとおりの文章を読まなければなりません。勝手に言い換えたり、語句を付け足したり省略したりしてはいけません。文章を自分たちで考えたときには、原典に書いてあるのと同じ意味の文章を作ったつもりであっても、それはあくまで自分たちが書いた文章だからです。証拠資料を引用するときには、チームのメンバーとは別の人物の権威を借りて議論をするわけですから、その人の書いた文章をたとえ一字一句でも変えてはいけません。

### 4-2. いわゆる“孫引き”について

文章を引用するとき、直接原典から引用するのではなく、誰かが資料を引用しているのを見て、そこから取り出した文章を、まるで原典を見て引用しているかのように引用することを“孫引き”といいます。これは非常に問題のあることですので、行わないようにしてください。

なぜ、“孫引き”は問題なのでしょう？

文章を引用すること自体は、ディベート以外でも学術論文からブログまで幅広く行われています。しかし、そういった引用をしている文章がすべて正しい引用を行っているかという点、残念ながらそうではありません。ディベートにおける引用のやり方と他の文章におけるそれとは違いがあることもありますし、引用している人が間違っていることもあります。ですので、誰かが書いた文章を別の人が引用しているのを見て、資料として使いたいと思った時には、原典を確認してから引用するようにしましょう。万一、元の引用をした人が間違っていた場合、原典を確認せずに引用すると資料のねつ造・改変ということになり、その資料が判定から除外される場合もありますし、最悪の場合には敗戦処分が下されることもあり得ます（細則 C-1 項 5・6 号）。

#### 細則 C (反則に関する細則) 第 1 項

次の行為があったときは反則として、悪質な場合、審判団の判断でその試合を敗戦にすることがあります。

5. 証拠資料を捏造（ねつぞう）して使用したとき。
6. 証拠資料として元の文章を改変したものを引用したり、元の文意を変えるような不適切な省略をしたとき。

## 5. 元の文意を変えないとはどういうことか

### 5-1. 適切な中略

先ほど述べたように、証拠資料を引用するときには、必ず原典に書かれているものをそのまま読まなければなりません。しかし、ディベートのスピーチ時間は限られていますし、長すぎる証拠資料は聞く側が理解することも難しくなります。そこで、証拠資料の元の文意を変えない範囲で、引用する文章の一部を中略することがルールで認められています。

例えば、次のような資料があるとします。

2007年発行 NADE 大学法学部教授 甲山太郎著『望ましい立法院とは』67ページ  
実のところ、二院制は国民世論の形成と反映に重大な意味をもつ。なぜなら、二院制のシステムの下では、第一院での可決が報道されたとき、国民がこの法案について考え、意見を明らかにする機会があるからである。これを第二院が反映することができる。現在の日本の制度にあてはめれば、衆議院で議決された法案についての国民の意見を確認して、参議院で再び議論するということになる。(参議院で先に法案を審議することもできるが、実際にはあまり多くない。)「議論は早く決着すべきだ」との考えで安易に一院制をとることは、国民が、法案の可決にあたって意見を表明する機会を失うことになり、民意の反映を難しくするおそれがあるのだ。

この資料を引用する際、次のように中略することができます。

二院制によってかかる時間は、民意の反映において重要な意味を持ちます。  
2007年発行、NADE 大学法学部教授、甲山太郎の文章より引用開始。  
「実のところ、二院制は国民世論の形成と反映に重大な意味をもつ。なぜなら、二院制のシステムの下では、第一院での可決が報道されたとき、国民がこの法案について考え、意見を明らかにする機会があるからである。これを第二院が反映することができる。(中略)『議論は早く決着すべきだ』との考えで安易に一院制をとることは、国民が、法案の可決にあたって意見を表明する機会を失うことになり、民意の反映を難しくするおそれがあるのだ。」引用終了。

### 5-2. 不適切な中略

問題は、ルール細則 B-5 に示されている「元の文意を損なわない範囲で」という部分です。元の文意を損なうような省略とは具体的にどのようなもののでしょうか？たとえば、次のような資料があるとします。

NADE 環境ネットワーク会長 甲谷乙美 2007年「食べ物と車」  
<http://xxx000zzz.jp>  
石油がなくなるとどうなるのか。困ることの一つとして、ガソリン自動車が使えなくなるということが挙げられている。しかし、自動車には、代わりに使えるエネルギー源がある。一つ例を挙げてみよう。電気モーターとガソリンエンジンを組み合わせることで、燃費のよいプラグイン・ハイブリッド車を実現できれば、通勤や通学といった距離の短い移動を電気で賄うことができる。また、アメリカやヨーロッパ諸国など、風に恵まれた国では、風力発電への投資を強化し、安く電力を送電網に供給することも夢ではない。このような国では、風力エネルギーだけで、そのうえガソリン車の三分の一以下の費用で車を走らせることができるようになるだろう。

この資料を、次のように引用したとしたらどうでしょうか？

電気自動車は、ガソリン車に比べて非常に安いコストで走ることができます。資料です。2007年、NADE 環境ネットワーク会長、甲谷乙美の文章より引用開始。  
「しかし、自動車には、代わりに使えるエネルギー源がある。一つ例を挙げてみよう。(中略)通勤や通学といった距離の短い移動を電気で賄うことができる。(中略)風力エネルギーだけで、そのうえガソリン車の三分の一以下の費用で車を走らせることができるようになるだろう。」引用終了。

この例では、二度の中略がどちらも文意を改変しているといえます。まず、一回目の中略では、この資料が「ガソリンエンジンと電気モーターを組み合わせた、燃費の良いプラグイン・ハイブリッド車」についての話をしているという前提が無視され、まるでガソリンを使わずに走る電気自動車について書かれているかのように見せられています。二回目の中略では、「アメリカやヨーロッパ諸国などの風に恵まれた国」という前提と、「風力発電への投資を強化すれば」という条件が無視されており、まるで日本で電気自動車を導入すれば風力で走ることができるかのようです。

このような引用を認めてしまうと、本来全く関係のないはずの文章の都合のいい言葉だけを切り取って、一見もっともらしい資料を作り出すことが可能になってしまいます。証拠資料は専門家の意見を引用することで信ぴょう性を高めるという意味があるのですから、その資料の著者が想定していない状況についてあてはめることは認められません。

このような引用を行ってしまうことや、そうではないかと疑われるような事態を避けるためにも、単に著者の主張を切り取るだけでなく、その前提や条件にあたる部分もきちんと引用するようにしましょう。

### 5-3. 文脈に沿わない引用

文意を変えてはいけないという原則は、中略するときだけ気をつけていればいいというものではありません。引用する場所によっては、著者の考えと全く違う、場合によってはま逆の引用文が作られてしまう場合があります。著者の権威を借りて主張しているにもかかわらず、著者が否定していたり、少なくとも肯定していなかったりする内容についての根拠とすることはできません。

例えば、次のような資料があるとします。

2008年、NADE 大学環境科学部教授 甲島乙信著『環境問題についての疑念』  
科学者の中には、地球の平均気温の上昇が人為的な活動によってもたらされたということそのものに疑問を持つ人もいます。また、その原因として二酸化炭素ではなく別の要因、たとえば工場や原発の熱排水などを挙げる学者もいます。すなわち、地球温暖化の原因は大気圏の温室効果ガスが宇宙への熱の放出を妨げるためではなく、地表で生産される熱の量が増えたためだ、というわけだ。だが、IPCCのような大規模な研究によってほぼ間違いないと結論付けられた「地球温暖化の原因の主なものは二酸化炭素である」という考えを否定するのに十分な根拠が示されたとは言えないであろう。したがって、私はやはり地球温暖化の主因は二酸化炭素であると考えてるのが妥当であるように思う。

この資料を次のように引用することは適切ではありません。

地球温暖化の原因は温室効果ガスではなく地上の工場などの熱です。  
2008年、NADE 大学環境科学部教授 甲島乙信の文章より引用開始。  
「すなわち、地球温暖化の原因は大気圏の温室効果ガスが宇宙への熱の放出を妨げるためではなく、地表で生産される熱の量が増えたためだ、というわけだ。」引用終了。

この引用では、著者が否定している「地球温暖化の原因は温室効果ガスではなく地上の熱だ」という説が、著者の権威によって裏付けられようとしています。元の資料で言っている内容と矛盾する結論になってしまいますので、これは認められません。

#### 5-4. 著者の主張と必ずしも一致しなくても認められる引用

しかし、次のような引用の仕方であれば上のような問題はありません。

世の中の科学者すべてが、地球温暖化の原因は CO<sub>2</sub>であると認めているわけではありません。2008年、NADE 大学環境科学部教授 甲島乙信の文章より引用開始。  
「科学者の中には、地球の平均気温の上昇が人為的な活動によってもたらされたということそのものに疑問を持つ人もいます。また、その原因として二酸化炭素ではなく別の要因、たとえば工場や原発の熱排水などを挙げる学者もいます。すなわち、地球温暖化の原因は大気圏の温室効果ガスが宇宙への熱の放出を妨げるためではなく、地表で生産される熱の量が増えたためだ、というわけだ。」引用終了。

この2つの違いはどこから来るのかというと、「著者が肯定している内容か、否定している内容か」ということが挙げられます。先ほど挙げた認められない引用の例では、「地上の排熱が地球温暖化の原因であり、温室効果ガスではない」という、著者が否定している内容について著者の権威によって信ぴょう性を増そうとしています。一方、今回挙げた認められる例では、「世の中には、地球温暖化を認めない学者や別の学説を挙げる学者もいる」ということが述べられています。そのような学者がいることについては、著者も認めていますから、著者の権威によって信ぴょう性を増すことができます。ただし、そのような学説が正しいことの証明にこの資料を使うことはできません。そのような学説については、著者は否定する見解を示しているからです。

このような、中略によって意味が変わってしまっている場合、あるいは引用のはじめや終わりの場所が不適切なために違う意味に聞こえるような引用の仕方をしている場合にも、先に述べたように証拠資料として信ぴょう性を高める効果が認められない場合がありますし、最悪の場合、敗戦処分が下される可能性もありますので注意してください。

#### 5-5. 引用は文単位で

文章を書くときには、一文が一つのまとまった意味をもつようにすることが一般的です。ですから、引用も文のはじめから終わりまでをひとまとまりとして考え、原則として引用開始は文のはじまり、引用終了は文の終わり、中略は文のはじめから終わりまでを省略するようにするといいでしょう。今回挙げた例のうち、中略の例は、いずれも文の途中で中略してしまったために問題が生じています。また、文のはじめの部分を省略することによって、前提の説明がなくなってしまうこともあるでしょうし、文の終わりを省略することで意味が変わってしまうこともよくあります。引用は文頭から文末まで一字一句変えないという原則を貫くことで、このような事態になる可能性を大きく減らすことができます。もっとも、それだけで不適切な省略が完全に防げるわけではありませんので、引用した文と元の文を読んで意味が変わっていないかきちんと確認しておくようにしましょう。

### 6. 図表の引用について

この他、証拠資料として図表を挙げたい場合があります。これについては、細則 B-9 に次のように定められています。

#### 細則 B（証拠資料に関する細則） 第9項

本大会では、図や表の掲示は認められません。なぜなら、本大会は口頭でのコミュニケーションを重視しているからです。

注意してほしいのは、この規定はあくまで図や表の「掲示」を禁止しただけで、図や表、グラフといった資料の証拠能力そのものを否定しているわけではないということです。

実際、引用したい資料は文章で書かれているとは限りません。特に様々なアンケート調査によって出てくる数値データは、図表の形で公開されることも多いでしょう。

したがって、少なくとも図表であることを明示したうえで、誰がいつ行ったどのような調査なのか、該当する数値は何という項目のものかを正確に述べるなら、その数値を引用することも認められるでしょう。たとえば、下のような表があるとします。

	エネルギー消費量(1000kcal)		CO <sub>2</sub> 排出量(kg)	
	ガソリン車	電気自動車	ガソリン車	電気自動車
製造工程	21,000	33,000	4,500	7,000
走行	76,000	24,000	21,400	4,700
維持管理	3,000	2,000	700	500
廃棄	0	1,000	0	200
合計	100,000	60,000	26,600	12,400

2009年 NADE 産業研究所 Web サイト「ガソリン車と電気自動車」 <http://ooxxxxooo.jp>

これを、次のように使用することができます。

2009年に発表されたNADE産業研究所の資料に挙げられている図表によると、製造工程、走行、維持管理、廃棄を合計したCO<sub>2</sub>排出量はガソリン車で26600kg、電気自動車で12400kg-CO<sub>2</sub>とされています。この資料から、電気自動車はガソリン車の半分以下しかCO<sub>2</sub>を排出しないとわかります。

図表は文章でないため、そのまま口頭で引用することは非常に難しいでしょう。したがって、表を読み上げる、あるいは書かれているデータを文章化して話すという必要があります。しかし、ここで文章化したものは引用ではありません。あくまで、データをもとにディベーターが作った文章です。

しかしながら、データに一応権威を認めるとすると、どこまでが資料で挙げられたデータでどこからがディベーターの解釈なのかを区別する必要があります。そのため、資料中に挙げられているデータと、そこから自分たちが主張したいことと同じ文のなかに入れることは避け、できるだけはっきりデータと主張を分けるようにしてください。

また、数値の書かれていないグラフからおよその数値を読み取って資料として使うことはできません。これは、ディベーターが読み取った数値が本当に資料作成者の書いた数値なのかがわからないためです。おそらく、グラフの元になった数値データがどこかで公開されていると思われるので、その数値を探して使うようにしてください。

## 7. おわりに

証拠資料は、ディベートの試合をしていく中で非常に重要なものです。その取扱いには十分に注意をして、よりよい試合を目指してください。

※注：本文中に例として示した引用文献及び Web サイトは実在しません。